

☆お役立ち情報☆ NO.6 2016.10

相続人がいない場合の「特別縁故者」とは

.....

相続人がいない場合には、事実婚の配偶者や親族を含め、亡くなった人を看護していた人や特別な縁故があった人などが故人の財産を引き継ぐことがあります。これらの特別な縁故があった人のことを「特別縁故者」といいます。

昭和 37 年の民法改正によって、相続人が誰もいない場合、特別縁故者に遺産を与えることができるようになりました。特別縁故者に該当する要件は次の通りです。

- ①被相続人と生計を同じくしていた者（内縁の配偶者、事実上の養子、事実上の養親、子の配偶者等）
- ②被相続人の療養看護に努めた者（被相続人との間に具体的、現実的な関係があった者）
- ③その他被相続人と特別な縁故があった者（公益法人、学校法人等）

特別縁故者から家庭裁判所へ申立てることによって、家庭裁判所が特別縁故者にあたるかどうかを審判（判断）します。ただし、特別縁故者になれるかなれないかは、そのケースや状況によりますので、必ず認められるとは限りません。

特別縁故者が財産を引き継ぐための手続きは下記の通りです。

- ①相続人がいるかどうか分からないときには、家庭裁判所により選任された相続財産管理人が相続財産の精算をした後、相続人を検索する。
- ②①により相続人のいないことが確定してから 3 か月以内に、特別縁故者に該当すると思う人は「特別縁故者に対する財産分与」の申立書を家庭裁判所に提出する。
 - ・費用は収入印紙 800 円分と連絡用の郵便切手代)
 - ・申立てに必要な書類は、申立て理由や被相続人の財産目録などを記載した申立書、申立人の住民票または戸籍附表など（ケースにより必要な書類は異なる）
- ③家庭裁判所で特別縁故者に認められたら、相続財産を引き継ぐことができる

事例により扱いが異なることがありますので、個別の事例については、法律の専門家や裁判所に相談し、確認しましょう。

<裁判所サイト>

特別縁故者に対する財産分与

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_16/